

令和 7 年 1 0 月 3 日  
政策経営部情報システム課

**江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び  
提供に関する条例の一部を改正する条例について**

**1 改正の理由**

特定個人情報の利用範囲を拡充するため、条例の一部を改正する。

**2 改正の概要**

- (1) 大気汚染医療費助成、母子家庭等自立支援給付金支給等の事務において特定個人情報を利用するため、執行機関内の特定個人情報の利用範囲を拡充する。(別表第 2 関係)
  
- (2) その他所要の規定を整備する。

**3 新旧対照表**

2～9 ページのとおり

**4 施行期日**

公布の日

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例新旧対照表

現行			改正案																										
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>			<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務 法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>1 5 区長</td> <td colspan="2">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			執行機関	事務		(略)			1 5 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>1 5 区長</td> <td colspan="2">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			執行機関	事務		(略)			1 5 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		(略)		
執行機関	事務																												
(略)																													
1 5 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																												
(略)																													
執行機関	事務																												
(略)																													
1 5 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																												
(略)																													
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 区長</td> <td>国民年金法(昭和34年法律第141号)</td> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の</td> </tr> </tbody> </table>			執行機関	事務	特定個人情報	1 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の	<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 区長</td> <td>国民年金法(昭和34年法律第141号)</td> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の</td> </tr> </tbody> </table>			執行機関	事務	特定個人情報	1 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の												
執行機関	事務	特定個人情報																											
1 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の																											
執行機関	事務	特定個人情報																											
1 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の																											

	<p>号)による規定により算定した被保険者税額又はその算定に係る請求等の受給又は被保険者の資格に関する事務及び年金給付の支給停止又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者の資格、医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付等関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてにより生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自</p>		<p>号)による規定により算定した被保険者税額又はその算定に係る請求等の受給又は被保険者の資格に関する事務及び年金給付の支給停止又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者の資格、医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付等関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてにより生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の</p>
--	--	--	---

		立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの			促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3～8 （略）			3～8 （略）		
9 区長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	9 区長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10～31 （略）			10～31 （略）		
32 区長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	32 区長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又	(略)

				は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	
3 3 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてにより生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	(略)	3 3 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてにより生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還</u> 又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	(略)

<p>3 4 区長</p>	<p>被保護者 自立促進 費用の補 助に關す る事務で あって規 則で定め るもの</p>	<p>医療保険給付等関係 情報、障害者関係情 報、児童福祉法による 小児慢性特定疾病医 療費、療育の給付若し しくは障害児入所給付 費の支給に関する情 報、母子及び父子並び に寡婦福祉法による 資金の貸付け及び給 付金に関する情報、難 病の患者に対する医 療等に関する法律に よる特定医療費の支 給に関する情報、地方 税関係情報、生活保護 関係情報、外国人生活 保護関係情報、中国残 留邦人等支援給付等 関係情報、児童扶養手 当関係情報、母子保健 法による養育医療の 給付若しくは養育医 療に要する費用の支 給に関する情報、児童 手当関係情報、介護保 険給付等関係情報、障 害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 による自立支援給付 の支給に関する情報、 特別児童扶養手当関 係情報、特別児童扶 養手当等の支給に関 する法律による障害 児福祉手当若しくは特</p>	<p>3 4 区長</p>	<p>被保護者 自立促進 費用の補 助に關す る事務で あって規 則で定め るもの</p>	<p>医療保険給付等関係 情報、障害者関係情 報、児童福祉法による 小児慢性特定疾病医 療費、療育の給付若し しくは障害児入所給付 費の支給に関する情 報、母子及び父子並び に寡婦福祉法による 資金の貸付け及び給 付金に関する情報、難 病の患者に対する医 療等に関する法律に よる特定医療費の支 給に関する情報、地方 税関係情報、生活保護 関係情報、外国人生活 保護関係情報、中国残 留邦人等支援給付等 関係情報、児童扶養手 当関係情報、母子保健 法による養育医療の 給付若しくは養育医 療に要する費用の支 給に関する情報、児童 手当関係情報、介護保 険給付等関係情報、障 害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 による自立支援給付 の支給に関する情報、 特別児童扶養手当関 係情報、特別児童扶 養手当等の支給に関 する法律による障害 児福祉手当若しくは特</p>
---------------	---	--	---------------	---	--

	<p>別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、年金給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院に関する情報、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、心身障害者に対する紙おむつの支給に関する情報、心身障害者に対する出張調髪サービスの実施に関する情報、重度身体障害者等救急通報システム事業の実施に関する情報、心身障害者に対する寝具の乾燥、消毒及び水洗いサービスの実施に関する情報、身体障害者に対する福祉電話料金の助成に関する情報、中等度難聴児に対する補聴器の購入費</p>		<p>別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、年金給付関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院に関する情報、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報、江東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、心身障害者に対する紙おむつの支給に関する情報、心身障害者に対する出張調髪サービスの実施に関する情報、重度身体障害者等救急通報システム事業の実施に関する情報、心身障害者に対する寝具の乾燥、消毒及び水洗いサービスの実施に関する情報、身体障害者に対する福祉電話料金の助成に関する情報、中等度難聴児に対する補聴器の購入費</p>
--	--	--	--

		用に係る給付金の支給に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、児童福祉法による保育所等の利用の調整若しくは要請に関する情報又は児童福祉法による認可外保育施設の保育料に関する情報であって規則で定めるもの			用に係る給付金の支給に関する情報、江東区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、児童福祉法による保育所等の利用の調整若しくは要請に関する情報又は児童福祉法による認可外保育施設の保育料に関する情報であって規則で定めるもの
			35 区長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			36 区長	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の	医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

				助成に関する条例 (昭和47年東京都条例第117号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
35～55 (略)			37～57 (略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
			<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p>		